

スマート継続OSSシステム利用規約

(目的)

第1条 本利用規約は、一般財団法人自動車検査登録情報協会（以下、「自検協」という。）が提供するスマート継続OSSシステム（以下、「本システム」という。）の利用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 本利用規約において使用する用語を以下のように定める。

- (1)「OSS」とは、国土交通省が提供する自動車保有関係手続きを受付処理するシステムをいう。
- (2)「本システム」とは、自検協が運営する指定整備記録簿、定期点検整備記録簿、電子保安基準適合証及び継続検査OSS申請依頼情報を作成するシステムをいう。
- (3)「利用者」とは、本利用規約に基づく利用契約を自検協と締結し、本システムを利用する者をいう。
- (4)「登録情報」とは、道路運送車両法第22条第3項に規定する登録情報（二輪車及び軽自動車に関する情報を除く。）をいう。
- (5)「AINAS」とは、公益財団法人自動車情報利活用促進協会が提供するOSS申請共同利用システムをいう。

(適用)

第3条 本利用規約は、自検協と利用者の間における本システムに係る一切の関係について適用する。

2 自検協は、本利用規約を変更することがある。なお、この場合には、利用者の利用条件等の内容は、変更後の利用規約を適用するものとする。

(利用申込等)

第4条 利用者は、予め本利用規約に同意の上、所定の方法により申込書等を自検協に提出することにより利用申込を行う。

- 2 自検協は、前項の規定による利用申込を承諾した場合は、所定の方法によりログインID及びパスワードを利用者に通知するものとし、当該通知を送付した時点で本システムの利用に関する契約関係（以下、「利用契約」という）が成立するものとする。
- 3 自検協は必要に応じて、利用者に対し、申込内容を証明するための書類等を求めることがある。
- 4 利用者は、本システムを利用するために必要な機器等を自らの費用で準備するものとする。
- 5 利用者は、本システムを利用するにあたり、自検協の業務に支障を与えることのないように、システムを正常に使用するものとする。
- 6 自検協は、利用者が次の各号に掲げる場合、利用契約の締結を拒否することができる。

- (1) 利用者が、虚偽の事実を申告したとき。
- (2) 利用者が、料金の支払いを怠る恐れがあることが明らかなきとき。
- (3) 利用者が、過去に自検協との利用契約を解除された事実があり、その原因が改善されていないとき。
- (4) 本システムを利用することが技術上その他の理由により困難なきとき。
- (5) その他、申込を承諾することが自検協の業務の遂行上、著しい支障があると自検協が判断したとき。

7 利用者は、申込内容に変更が生じる場合または本システムの利用を終了したい場合、所定の方法により速やかに自検協へ変更または終了の申込をするものとする。なお、変更または終了の申込が行われなかったことにより利用者に生じた不利益は全て利用者の負担とし、かかる事由により自検協に損害が生じた場合には、利用者はこれを賠償するものとする。

(サービス提供時間等)

第5条 本システムのサービス提供時間は、毎日0時から1時までを除く全ての時間とする。ただし、12月29日から翌年の1月3日までは終日、サービスの提供を停止する。

2 前項の規定にかかわらず、本サービスの機器メンテナンスや関連外部機関システムの稼働状況等により、本サービスの提供を停止又は制限することがある。

(登録情報の取得)

第6条 利用者は、本システムの機能により取得した登録情報を本システムの機能によるデータ作成及び帳票作成のみに利用するものとし、本システム外への持ち出し、利用及び再配布してはならないものとする。ただし、本システムの機能により外部システム等と連携する場合はこの限りではない。

(利用者の責任)

第7条 利用者は、本システムの利用により、第三者または自検協に損害を与えた場合(利用者が、本利用規約上の義務を履行しないことにより自検協が損害を被った場合を含む。)、自己の責任と費用をもって損害を賠償するものとする。

(ログインID等の管理)

第8条 利用者は、ログインID及びパスワード(以下、「ログインID等」という。)を自己の責任の下、任意に登録、管理するものとする。利用者は、これを第三者に利用させ、または貸与、譲渡、名義変更、売買などをしてはならないものとする。

2 自検協は、ログインID等によって本システムの利用があった場合、現実に利用者自身の行為であるか否かを問わず、利用者の行為とみなし、当該利用によって生じた結果ならびにそれに伴う一切の責任については、利用登録を行った本人に帰属するものとする。

(管理体制、管理方法の報告・調査)

第9条 自検協は、利用者の情報管理体制、管理方法、利用の実態について報告を求め、又は調査（以下、「調査等」という。）を実施する場合がある。

(料金及び請求)

第10条 利用者は、本システムを利用した際の対価として、電子保安基準適合証の作成1件につき31円（消費税込み）、指定整備記録簿及び定期点検整備記録簿の作成1件につき33円（消費税込み）を自検協に支払うものとする。

2 自検協は、前項の電子保安基準適合証、指定整備記録簿及び定期点検整備記録簿の作成件数をもって本システムの利用件数とし、当月の本システム利用件数に前項の利用料金を乗じた金額を当月分料金として請求する。なお、当月は原則として1日から月末とする。

3 自検協は、本利用規約に係る利用料金の請求及び料金収納、左記に関連する業務について、一般社団法人自動車情報総合基盤センター（以下、「基盤センター」という。）に委託するものとする。

(料金の支払方法)

第11条 支払方法は、原則として毎月27日（当該日が金融機関の休業日の場合には翌営業日）までに前月分の利用料金を利用者が指定した金融機関の預金口座から振替えるものとする。

2 基盤センターは、口座振替に際し、利用者指定の口座残高不足や口座振替開始時期の遅延等の理由により口座振替が完了しなかった場合は、原則として次回口座振替の実施時に口座振替が完了しなかった利用料金を利用者指定の口座より振替えるものとする。

(料金の変更)

第12条 自検協は、料金の種類や金額を変更する場合は、実施前に自検協が定める方法で利用者に通知する。

(利用停止)

第13条 自検協は、次の各号に掲げる事項に該当する場合、利用者に対し本システムの利用を停止することができるものとする。

- (1) 利用者が、支払期限3カ月経過後も料金を支払わないとき
- (2) 利用者が、本利用規約に違反したことが判明したとき
- (3) 利用者が、本システムの利用を1年以上の期間行わなかったとき
- (4) 利用者が、違法又は明らかに公序良俗に反する目的で、本システムを利用したことが判明したとき
- (5) 利用者が、自検協の業務に重大な支障を与える方法で利用したことが判明したとき
- (6) 利用者について、保全処分、強制執行、競売もしくは破産、民事再生、会社更生、特別清算の申し立てがあったとき、租税滞納処分があったとき、手形・小切手の不

渡りを出したとき、又は解散したとき

- 2 自検協は、前項及び第 16 条に基づき行った利用停止により利用者又は第三者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

(自検協による利用中止)

- 第 14 条 自検協は、前条に基づいて本システムの利用を停止した利用者に対して停止した事由の改善が認められない場合、利用中止の措置を取ることができるものとする。

(利用契約終了後の措置)

- 第 15 条 事由の如何を問わず、利用契約が終了した場合における本システムの利用契約の一切の債務は、利用契約の終了後においてもその債務が履行されるまで消滅しないこととする。

(利用の制限、停止)

- 第 16 条 自検協は、次の各号に掲げる事項に該当する場合、本システムを停止又は利用を制限することがある。この場合において自検協は、利用者又は第三者に損害が生じた場合であっても、損害賠償その他の責任を負わないものとする。

- (1) 天災事変その他非常事態が発生し、もしくは発生する恐れがあるとき
- (2) サイバーテロ又は本システムの故障等、システムの保守上やむをえないとき
- (3) 電気通信事業者の都合により、通信回線の使用ができないとき

- 2 自検協は、前項により本システムを停止又は利用を制限することが予測可能な場合、自検協が定める方法で利用者に通知する。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではない。

(休廃止)

- 第 17 条 自検協は、本システムの全部又は一部を休止又は廃止することがある。この場合において自検協は、利用者に損害が生じた場合であっても、損害賠償その他の責任を負わないものとする。

- 2 前項の場合、自検協は、次の各号に掲げる事項を休止又は廃止する 1 カ月前までに、自検協が定める方法で利用者に通知する。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではない。

- (1) 休止又は廃止しようとする本システムに該当する範囲
- (2) 休止又は廃止の予定日及び休止しようとする場合にあってはその期間
- (3) 休止又は廃止の理由

(免責)

- 第 18 条 自検協は、本システムの機能により利用者が取得した登録情報について、その完全性、正確性、適用性、有用性に関し、いかなる責任も負わないこととする。

- 2 本システムの内容は、その時点で提供可能なものとし、利用者に対する自検協の責任は、利用者が支障なく本システムを利用できるよう、善良なる管理者の注意をもって本シス

テムを運用することに限られるものとする。前項の他、自検協は本システムの利用により発生した利用者の損害（第三者との間で生じたトラブルに起因する損害を含みます。）、及び本システムを利用できなかったことにより発生した利用者、第三者の損害に対し、いかなる責任も負わないものとする。

- 3 自検協は、本システムに関して開示している技術的事項について、いかなる責任も負わないものとする。
- 4 自検協は、利用契約に関して、利用者と他の利用者または第三者との間において生じた取引、連絡または紛争についていかなる責任も負わないものとする。

（秘密の保持）

第 19 条 利用者及び自検協は、相手方より提供を受けた技術上又は営業上その他の情報のうち、相手方が書面により秘密である旨明示して開示した情報、又は口頭により秘密である旨を示して開示した情報で開示後 5 日以内に書面により秘密である旨を明示して内容を特定した情報（以下あわせて「秘密情報」という。）を、相手方の書面による承諾なく第三者に漏えいしてはならず、また、本契約の目的以外の目的に使用してはならない。ただし、次の各号のいずれか一つに該当する情報についてはこの限りではない。また、秘密情報のうち法令の定めに基づき開示すべき情報を、当該法令の定めに基づく開示先に対し開示することができるものとするが、開示に先立ち、相手方に対して開示する情報を通知しなければならない。

- (1) 秘密保持義務を負うことなくすでに保有している情報
 - (2) 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
 - (3) 相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報
 - (4) 本利用規約に違反することなく、かつ、受領の前後を問わず公知となった情報
- 2 利用者及び自検協は、秘密情報を、本システムにおける利用契約の目的のために知る必要がある各自の役員及び従業員に限り開示するものとし、利用契約に基づき利用者及び自検協が負担する秘密保持義務と同等の義務を、秘密情報の開示を受けた当該役員及び従業員に退職後も含めて課すものとする。
 - 3 利用者及び自検協は、利用契約が終了したときは、相手方から受領した秘密情報を相手方の指示に従い返還または破棄する。
 - 4 本条の規定は、利用契約終了後も有効に存続するものとする。

（第三者への再委託）

第 20 条 自検協は、本サービスの一部または全部を第三者に再委託することができるものとし、利用者は予め承諾するものとする。ただし、自検協の本利用規約における義務は、再委託によって何ら軽減されるものではないものとする。

（反社会的勢力の利用排除）

第 21 条 利用者は利用申込をするときは、次に定める事項を表明し、保証するものとする。

- (1) 自己及び自己の役員が反社会的勢力（平成 19 年 6 月 19 日付犯罪対策閣僚会議発表の『企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針』に定義する「反社会

的勢力」をいう。以下同じ。) でないこと、また反社会的勢力でなかったこと。

- (2) 自己及び自己の役員が、自己の不当な利得その他目的の如何を問わず、反社会的勢力の威力等を利用しないこと。
 - (3) 自己及び自己の役員が反社会的勢力に対して資金を提供するなど、反社会的勢力の維持運営に協力しないこと。
 - (4) 自己及び自己の役員が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しないこと。
 - (5) 自己及び自己の役員が自ら又は第三者を利用して、相手方に対し暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求を行い、相手方の名誉や信用を毀損せず、また、相手方の業務を妨害しないこと。
- 2 利用者は、前項各号に違反する事実が判明した場合には、自検協に直ちに通知するものとする。
 - 3 自検協は、利用者が本条に違反した場合は、何らの通知催告を要せず、直ちに利用契約の全部又は一部を解除することができるものとする。この場合、利用者は相手方に生じた全ての損害を賠償しなければならないものとする。

(その他)

第 22 条 その他、本システムの利用に関して必要な事項について、別途個別の利用契約を締結できるものとし、この場合において個別の利用契約の規定が本利用規約に優先して適用されるものとする。

(管轄裁判所)

第 23 条 本システムの利用契約に関して紛争が生じた場合、東京地方裁判所をもって第 1 審の専属的合意管轄裁判所とする。

附 則 (令和 1 年 1 2 月 1 1 日)

本利用規約は、令和 2 年 1 月 1 日から効力を発するものとする。

附 則 (令和 3 年 7 月 2 7 日)

本利用規約は、令和 3 年 8 月 1 日から効力を発するものとする。